

高松市建設工事に係る最低制限価格制度要領の一部を改正する要領

高松市建設工事に係る最低制限価格制度要領（平成26年1月31日施行）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（対象とする入札案件）</p> <p>第2条 最低制限価格を設定する対象は、工事の請負のうち、競争入札に付するもので、その予定価格が<u>200万円</u>を超えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>（建物清掃業務における試行導入）</p> <p>2 当分の間、市の施設の建物清掃業務の請負のうち、競争入札に付するもの（高松市清掃業務委託料算定要領（平成26年1月31日施行）の規定を適用し算定したものに限る。附則第4項において同じ。）で、その予定価格が<u>200万円</u>を超えるものについても、最低制限価格を設定するものとする。この場合においては、第4条から第6条までの規定を準用する。</p>	<p>（対象とする入札案件）</p> <p>第2条 最低制限価格を設定する対象は、工事の請負のうち、競争入札に付するもので、その予定価格が<u>130万円</u>を超えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>（建物清掃業務における試行導入）</p> <p>2 当分の間、市の施設の建物清掃業務の請負のうち、競争入札に付するもの（高松市清掃業務委託料算定要領（平成26年1月31日施行）の規定を適用し算定したものに限る。附則第4項において同じ。）で、その予定価格が<u>130万円</u>を超えるものについても、最低制限価格を設定するものとする。この場合においては、第4条から第6条までの規定を準用する。</p>

附 則

- 1 この要領は、令和7年11月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市建設工事に係る最低制限価格制度要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。